慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	銀行手形引受制度及実行論（下）
Sub Title	
Author	三宅, 嘉十郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.10 (1919. 10) ,p.1356(106)- 1367(117)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19191001-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

あり、西巢鴨市場にて販賣する鹽干魚は品目及數量餘りに貧弱なるの概あり、最も成績の不良なるは下澁谷市場にして、茲にて醬油、味噌の販賣を擔當せるものが不誠實なりと非難喧し、勿論、改善を促しつゝあるも未だ好績を得るに至らず、又、鹽干魚の店舗は最も貧弱にして、これ亦改善するに至らすと云へり、これに反して寺島、日暮里の兩市場はその建築落成せるを見て、經營の永久的なるを信するに至り、これを喜ぶの色あり、後者の如きは、その隆々たらむとするの狀を望見して、附近小賣商人が虎視耽々として安むせず、動もすれは惡聲を放つて、その眞價を傷けむとしつゝありと、吾人は信す、かくて、公設市場は必すしも經濟上の遊戯にあらず、社會政策上の際物にあらざる可きことを。

（八月二十五日稿）

銀行手形引受制度及實行論（下）

三宅嘉十郎

三、日本銀行の提唱せる銀行引受手形

從來歐洲先進國に於て銀行引受手形を利用せる場合に就ては以上に說明せる所の如くなるが今回日本銀行の提唱し其の實行に努力しつゝある銀行引受手形は次の如きものなり。

A、貿易金融に於ける場合

イ、輸入の場合　輸入貿易に基く銀行引受手形の利用は前節第一の荷爲替手形の引受にして、從來輸入の場合に於ては其の大部分は外國輸出商の我が輸入商宛て振出したる手形にして、我が爲替銀行が之を買取りたる場合も銀行引受手形にあらざるを以て日本銀行に再割引を依賴するの外市場に賣出すこと能はず、爲替銀行は多くは其の期日迄手形を保藏せざるべからずして、從つて其の期間爲替銀行は巨額の資金を固定せざるべからざることゝなり、而かも外國貿易金融は多くは長期に亘るを以て爲替資金の缺乏より或は日本銀行より借入れ又は市中銀行よりコールを吸收せざるべからざるに至る。故に今後は平素我が輸入商と取引ある內地銀行が其の取引先に信用狀を發行し外國輸出商をして其の信用狀に基き內地銀行を支拂人とせる爲替手形を振出さしむることゝすれば、其の手形は支拂地たる我國に送られ支拂人たる銀行の引受を得れば之を買取りたる爲替銀行は何時にても市場に賣出し容易に資金を得ることゝなるべく貿易金融の疏通上多大の效果あるべしと云ふに在り。

ロ、輸出の場合　從來輸出の場合には爲替銀行は輸出商より手形を買取り直に荷物と共に仕向地に發送したるを以て、內地金利の支拂地の金利に比し低廉なる場合に於ても輸出商は低利なる內地資金を利用する能はず、支拂地の金利を見込みて建てらるゝ爲替相場に支配せられ結局高き金利に甘んせざるべからざる狀態に在り。故に內地金利の安き時は引受手形を利用し荷物の到達すべき日數と手形の郵送に要する日數との差に相當する間丈け內地の資金を利用せんとするものにして、即輸出商は貨物を輸出すると同時に其の得たる船積書類を爲替銀行に引渡し、之を見返りに手形の引受を求め之を他の市中銀行に賣却し、該手形の期日には更に從來通りの爲替手形を振出し爲替

銀行に就て荷爲替の買取を受け其の代り金を以て前手形の決濟を爲すなり

B、金融手形の引受　金融手形は商業手形と異にし奬勵すべきものにあらざるも、事業資金調達の方策として相當基礎の確實なる事業會社が資金の融通を受くる場合、又は戰時中に勃興したる我國産業を維持し又は之が整理を爲すに必要なる資金を調達せんとする場合に於ては、取引銀行の引受を得て之を市中銀行に賣却し以て比較的簡單に且低廉に所要資金の調達を圖るの方法を講ずべしと爲すものなり。

日本銀行が今回提唱せる銀行引受手形は右の三種の場合にして、殊に貿易に基く手形の引受に就ては之が實行に努力し其の割引歩合の如きも最低率を適用することゝし、以て貿易金融の改善を圖り戰時中擴大されたる我が對外貿易を維持せんことゝなるべく、從つて其の爲替相場も低廉の效果あるべし。

イ、爲替銀行引受手形を買取る時は資金の必要に應じて之を市場に賣出し商業手形の最低割引歩合を以て割引せらるゝことゝならば從來の方法に比し低利に資金を調達することを得べし。即ち銀行引受手形が市場に於て日歩壹錢六厘位にて割引せらるゝものとすれば日歩壹錢九厘見當にて爲替資金を調達し居りたる從來の場合に比し非常の低利にて資金を得らるゝことゝなるべく、從つて其の爲替相場も輸出に有利のものとなすことを得て輸出貿易の基礎を一層鞏固ならしむべし。加之銀行引受手形の流通は市場に標準手形を供給し從つて茲に一箇の割引市場を形成し市場割引利率なる標準利率を作り金融市場の發達を促進するの效あり。

持せんことを期せるが如し。又金融手形の引受に就ては奬勵はせざるも之れに依りて從來疏通を缺ける工業金融の途を講じ以て戰時中發展したる我が産業の維持に資せんとするに在るや明かなり。

而して日本銀行引受手形の利益として次の如く云へり

ロ、輸入の場合に於ては外國輸出商の振出せる手形が有利なる爲替相場を以て買取らるゝことゝなるを以て、自然商品の代價に好影響を及ぼし內地輸入商は其の利益に均霑することゝなるべく多少の引受手數料を支拂ふも差引有利の計算となるべし。又輸出の場合に於ては輸出商は荷物の發送と同時に荷爲替手形を賣却する場合に比し引受手形の流通期間丈け低利の內地資金を利用することを得るを以て之亦た多少の手數料を支拂ふも有利の計算となるなり。

ハ、一般金融市場は銀行引受手形の供給に依りて確實なる一流手形を得るを以て從來の如く遊金の放資に困難を來すが如きことなく、而かも日本銀行は常に最低率を以て割引を爲すを以て之に對する放資は現金及日本銀行預金に亞いで確實なる預金準備たるを得れば銀行

四、銀行引受手形實行論

A、引受手形と爲替資金の調達及金融市場との關係

日本銀行が銀行引受手形制度を提唱せる理由の一は之に依りて爲替資金の調達を容易且低廉ならしめんとするにありしは明かなり。從來爲替資金の調達は戰時中我が貿易額の著しく膨脹せると、且は輸出入出合の不均衡より非常の巨額に上り日本銀行の外國爲替貸付金は三四億圓の多きを示し、更に市中銀行よりコールの形式に於て一億圓乃至二億圓の資金を吸收せざるべからざる狀態に在りて、之が爲め日本銀行の免

換劵發行高は非常に增加し不自然なる通貨膨脹の因を成し、又巨額のコールの吸收、返還の爲めに金融市場攪亂され市中金利は標準を失ひ金融狀況は殆んど爲替銀行の左右する所となるの狀態に陷りたり。然るに若し手形引受制度の實行を見る時は、之を買取りたる爲替銀行は資金の必要に應じて手形を一般市場に賣出し以て爲替資金を調達することを得るを以て、從來の如く日本銀行外國爲替貸付金の增加に依る兌換劵の膨脹を來すこともなく、又市中銀行より巨額のコールを高步を以て借入るゝの必要もなきことゝなり、金融布場は標準手形の供給に依り一定の標準割引利率を作り安定を保つことを得べしと。

是れ日本銀行を始め多數の人が認めて以て引受手形制度の利益と爲す所なり。固より我が輸入貿易の大部分が內地銀行の引受手形に依りて大なる放資の保證を受ゆ[illegible]

行はれ、且之を買取りたる爲替銀行が之を市場に賣出すに於ては論者の言ふが如き利益を來すべしと雖も、後にも述ぶるが如く今日の我が貿易金融の實際に於ては輸入貿易の大部分は外貨手形を以て行はれ、內地銀行の手形引受を爲し得る圓貨手形は僅に其の一部分たるに止まるを以て、之を市場に賣出すとするも爲替資金の調達上未だ大なる響影を來す能はず。又之を賣出すに於ても今日我國に於て爲替を取扱ふ銀行と云へば主として一二のものに止まるを以て、是等極めて少數の爲替銀行の手許資金の如何に依りて或は引受手形を賣出し或は自ら保藏することゝなるを以て、其の金融市場に影響を及ぼす點に至りては從來コールを吸收し又は返還したると大に異なる所なきなり。更に我國貿易金融の大部分を掌る正金銀行は、爲替資金の調達上

の低利を以て日本銀行より貸付けられ、其以上に達するも他の銀行に比すれば非常の低步を以て融通を受け得らるゝことゝなり居れるを以て、其の金利の比較的低き限り正金銀行は何を苦んで手形を市場に賣出さんや。現在日本銀行の外國爲替貸付金として正金銀行に融通せる所のものは、其の金額の增加するに從つて金利も遞增せらるゝは事實なるも、其の額四億圓臺に於ても日本銀行の最低割引步合を超ゆることなきが如し。故に正金銀行が爲替資金に就き特に低利の資金を利用し得る組織の存續する限り市場割引步合が右金利より低下するにあらざれば、折角手形引受の行はるゝとも手形の市場に現はるゝことなかるべし。されば手形引受制度の普及に依りて此等の目的を達せんとするには、一二特殊爲替銀行以外に爲替銀行の發達を期すると共に外國爲替貸付金と云ふが如き特別なる貸付を廢止せざるべからず。

次に引受手形の市場に於ける賣買のレートなるが、此は今日に於ける所謂割引步合と同樣に論ずる能はず。冒頭にも言へる如く今日の割引步合なるものは實際は貸付步合と同樣のものにして大部分日本銀行割引步合より高きを常とす併し乍ら引受手形に對する放資は第二線の預金準備として餘裕金を以て爲すものなれば、銀行業者の心理は今日の期日コール放出と同樣なるべきものにして、割引步合も日本銀行割引步合より低きを原則とす。倫敦にしても巴里にしても又伯林にしても、市場割引利率は平時に於ては常に中央銀行の割引利率より遙に低位に在り。世或は引受手形割引步合の日本銀行割引步合より低きを見て、日本銀行は引受手形の再割引步合に限り特に低利となすにあらざれば引受手形の賣買は到底行はれずとなす者あるも、元

來引受手形の再割引は從來の國債擔保借入と同樣の意味を有するものにして、かくの如き場合は市中金融の緊縮せる場合にして引受手形の再割引より得たる資金は必ずや相當有利に放資せらるべき時なるべく、銀行は引受手形の再割引に依りて決して損失を受くるものにあらず。引受手形の賣買を以て其間に幾分にても利鞘を得ざるべからざるものなりとなすの觀念にてはかくの如き手形の賣買は決して行はるべきにあらず。

B、市中銀行の輸入手形引受及實行の程度

市中銀行が平素深き取引ある貿易業者に對して信用狀を發行し手形の引受を爲すは、從來の如く一二の爲替銀行が市中商人の信用狀態に暗く必要もなきに擔保を徵せざれば信用狀を發行せず又荷物附屬書類を引渡さゝるに比すれば極めて容易に行はれ之に依りて我國貿易の發達を促進するの功大なるは言を俟たず。故に平素商人と密接の關係に在りて其の資產信用狀態等を明かにせる市中銀行が信用狀を發行し手形に引受を爲すに於ては貿易金融の疏通上大なる效果あるべきは何人も認むる所なり。然らば市中銀行は如何なる程度迄信用狀を發行し手形の引受を爲すことを得るやと云ふに、元來我國銀行の引受け得る而して我國金融市場に於て轉帳流通するを得る手形は、其の振出地及び振出人の如何に拘はらず手形金額は我國貨幣を以て表示せられたる圓手形たらざるべからず。然るに今日にては我國輸入貿易の七割以上は外國貨幣の手形を以て行はれありて、圓手形を使用するは支那、露領亞細亞、安南、暹羅及び南洋諸島の或部分位に過ぎず。故に此等圓手形を全部引受くるにしても其の貿易金融に資する所未だ甚だ大ならず。加之我國銀行の發行せる信用狀が外國に於て相當の信用を拂はるゝには、其の發行銀行は此等諸國に知られたるものならざるべからずして、今日の狀態に於ては我國銀行の信用狀發行及び手形引受の範圍は甚だ狹少のものなり了るべし。故に大に輸入手形の引受を實行し以て貿易金融の改善を圖らんとするには實に根本的方策を講ぜざるべからざるなり。

C、貿易金融改善の根本方策

手形引受制度の實行は貿易金融の疏通上大なる效果あるは勿論なるも、前項にも言へる如く手形引受其者のみを奬勵するも我國の銀行及び商業上の國際的狀態が其の程度に進み居らざるに於ては、如何に其の利益を說き實行を奬勵するも到底行はれざるなり。故に手形引受制度實行と同時に貿易金融改善の根本方策を講ぜざるべからず。今日我國手形引受制度實行の刺戟者たりし米國に就て觀るに、一九一四年銀行制度の改革を斷行して銀行の手形引受制度を確立し之が實行を奬勵すると共に、海外銀行の發展に努め從來銀行の外國支店設置を禁止しありしを廢止し、資本金百萬弗以上の銀行は單獨に又は共同して海外支店を設置することを得せしめ、更に聯邦準備銀行に對しても海外取引店設置を慫慂する等、外に對しては專ら銀行の海外發展に努め以て從來磅手形を以て行はれたる自國貿易を弗手形に代へんことを期せり。其の結果今日に於ては南米との貿易は大部分弗手形を以て行はるゝことゝなり、其他東洋諸國及印度に對しても又歐洲の一部分に對しても弗手形の使用を見るに至り、弗手形は漸次國際金融市場に潤歩するの勢を示せり。從つて紐育市場に流通する引受手形も漸次增加し今日に於ては三四億弗に達する迄に至りしなり。故に我國に於ても日本銀行及正金銀行の當局者が引受手形の効用を

說き其の實行を奬勵するは固より必要なるも、同時に爲替銀行の發達を圖り我國銀行の國際的地位を昂上するに努力せざるべからず。之が爲には一時權宜の手段として今日政府が正金銀行に與へつゝあるが如き保護を一定の條件の下に一般銀行にも與ふることゝするも可なるべし。今日に於ては正金銀行は既に十分發達し、國際的地位も鞏固となり外國大銀行の間に伍するを得る迄に至りしかば之に對する保護を廢止して他の爲替銀行に與ふるを適當なりと感ぜらる、現在特殊銀行以外の爲替銀行にして日本銀行より特別資金の貸付を受け居る銀行ありとのことなれど、其の額も甚だ僅少なるが如く未だ爲替業務に對し大に發展するに足らざるが如し。元來外國爲替業務は多額の資金を固定するを要するものなれば、其の初期に於ては日本銀行は相當の援助を與へ以て其の發達を促進せざるべからざるべし。かくして漸次圓手形の普及を圖り我が國銀行の地位を高め以て引受手形の發達を期せざるべからざるなり。

D、內國手形の引受

日本銀行が提唱せる內國手形の引受は金融手形の場合にして、此は從來行はれたる保證と性質に於て異ならざると、地方銀行のコール吸收の手段として特殊銀行引受の下に既に數百萬圓の流通を見つゝあり。內國手形の引受は單に之のみに止まらず商業信用手形引受の場合ありて、歐洲諸國殊に獨逸及佛蘭西に於て盛んに行はれつゝあることは既に述べたる所の如し。蓋し此等諸國に於ては市場割引利率は非常に低廉にして、引受手數料を支拂ふも尙ほ貸付利率との開き伯林の如きは年利一分五厘乃至二分に上りしかば、多くは銀行引受手形を利用して安き市場割引利率を以て資金を調達するに至りしものなるべし。故に內國商業信用手形引受の盛行を見る爲めには、銀行業者が流動性を缺ける貸付（貸付と異ならざる手形引受）を嫌忌し、何時にても日本銀行より再割引を受くるを得る銀行引受手形を歡迎し、其の市場割引利率と貸付利率との開きを大ならしむるに至らざるべからず。今日の我國の狀態にては一流手形の割引利率日步壹錢七厘內外に對し、貸付利率は壹錢九厘乃至貳錢にして其の開きは以て引受手數料をも償ふ能はずして、かくの如き狀態にては商人は求めて銀行引受手形を利用せんともせず、且つ引受手形を用ゐる時は其の手形は市場に賣出さるゝを以て我國の商人は之を欲せざるの風習あり、又銀行にしても貸付を爲す取引先に對しても手形引受は之を欲せざる場合決して少からず、從つて大會社、大商店は或は引受手形を利用するに至るべきも、之が相當地位信用ある商人の間に迄盛んに行はるゝに至らんことは容易の事にあらざるべし。併し乍ら金融市場の漸次擴大し其の資金需要の繁閑の差大となるに於ては、銀行の投資は努めて流動的ならしむるを要すべく、今日の如く預金の大部分を貸付又は貸付と異ならざる割引に投ずるの習慣は將來危險の場合に遭遇するの虞あり。故に今日銀行引受手形の奬勵せらるゝを機として銀行と商人と相協力して銀行手形引受の發達を圖らざるべからざるなり。

E、手形引受と工業金融

我國工業金融問題は既に久しき間の懸案にして之が解決に就ては政府も銀行業者も共に苦心せる所なり。殊に戰後從來戰爭の影響に依り勃興したる工業を維持し、又は之が整理に必要なる資金を如何にして調達するやに就ては既に戰時中より講究せられし所なり。然るに日本銀行

は貿易金融改善の手段として銀行引受手形制度を提唱し、同時に金融手形の引受をも慫慂し特に其の再割引規定迄も設け、割引利率は從來の國債擔保の割引手形と同樣となし以て工業金融の疏通を圖らんとせり。併し乍ら從來普通銀行が工業資金貸出を爲さゞりしは其の主因資金の缺乏せるにあらずして、工業家及び其の經營せる工業者の狀態の明かならざりしに在り。故に手形引受制度を設くるも其の根本たる投資目的物の調査が完全に行はるゝことゝなるにあらざれば手形の引受は行はれず、從つて如何に日本銀行に於て再割引を爲すも工業金融の疏通を期する能はざるなり。故に金融手形の引受に依る工業資金の調達も結局大工業會社に限られ、從來問題の中心を爲せし中等工業の金融は遂に解決を見る能はざることゝなるなきや。殊に日本銀行の再割引する金融手形は其の手形關係人の資產、信用及其の資金の用途等種々の點に亘りて嚴密なる調査を經ざるべからざるを以て此方法に於て工業資金を得るは容易の事にあらざるべし。

F、結　論

要するに日本銀行が今回提唱したる銀行引受手形制度の眼目とする所は、外貿易金融の疏通を圖り、內は工業金融を圓滑にし以て國內產業の維持發展に努め、對外貿易を維持伸張して戰後國力の發展を期せんとするに在るや明かに、銀行業者も商工業者も相俱に其の意の存する所を體し、引受手形の普及に努め以て邦家の發展に資せざるべからざるは勿論なるが、同時に之が提唱者に於ても更に活眼を開き、單に一に特殊銀行の爲替資金調達と云ふが如き點より離れて、我が國海外銀行の發展を圖り國際金融上に於ける我國の地位を高むるに努めざるべからず又工業金融に對しては工業調査機關の發達を促進するの途を講じ、內國商業信用手形の引受に就ても之が實行に相當の注意を拂はざるべからず。遙莫日本銀行が今回引受手形を提唱し爾來之が奬勵に努力しつゝあるは余輩銀行業者として感謝の至に堪へず。銀行業者及商工業者の協力に依りて漸次發達せんことを希望して止まざるなり。

經濟的史觀論の價値（五）

野村兼太郎

七

以上述べたるが如く、歷史的法則が一の文化價値を目的として、しかあらんとする行程に於ける當爲の法則なりとするは、人間社會に於ける合法性則（Gesetzmässigkeit）が一に最高目的——文化（Kultur）に歸一せらるゝことに依つてのみ解決せらるゝが故なり。シュタムラーも云へるが如く、あらゆる社會的科學の研究は一に普遍的合法則性を假定し、認識の普遍的妥當性に基いてのみ、其の價値を有するものにして、此の假定なくしては、其の研究の存在權の證明をすらなし能はざるなり。即ち人類社會に於て先天的なる文化目的を假定することに依つて、始めてこゝに社會的合法則性を是認し得、社會的合法則性を是認することに依つて、こゝに一の文化的法則——歷史的法則を承認し得べし。

經濟的史觀論はすでに前述せるが如く、人類の社會生活に於ける觀念的要素を排斥して、唯一に經濟を以つて社會生活の中心なりと力說するものなり。即ち社會生活を一元的に觀念して、其の根本に存する社會的合法則性を、物質的の